

悪質な訪問販売等の発生事例について

事例 1 H18.4.25 岐阜県岐阜市

「消防署ですが煙が出るとブザーが鳴るものを取り付けにきました。」取り付けた後「8,000 円になります。」領収書を求めると、5 分くらいでもってきますと言って戻ってこなかった。(83 歳女性)

事例 2 H18.4.10 茨城県日田市

業者「6 月 1 日から消防の検査がありますので、それまでに台所・寝室・居間に火災警報器を付けなければなりません。価格は 1 個 3 万円になりますが、3 箇所付けると 1 個 2 万 5 千円になります。」

家人「消防署に確認してみます」と言うと、帰った。

事例 3 H18.4.15 茨城県常総市

30 歳代の黒服(上下共)を着た男性が徒歩で来訪し、市の回覧でご存知と思いますが、法令で住宅用煙感知器の取り付け義務があり、この地区は今日取り付けに歩くことになっている。3 箇所取り付ければ大丈夫ですのでサービスで取り付けます。料金は現金ですが、毎年 5 万円ずつ市から戻るので損はしないようになっていますと言い取り付けていく。代金 283,400 円を支払うと領収書を渡すと言って、その場を離れ、戻ってこなかったのが不審に思い消防署に通報する。

事例 4 H18.3.17 滋賀県湖南

突然「25 年前のベランダ工事の施行業者が倒産し当社がメンテナンスを引き継いだ。年数が経っているのでペンキの塗り替えを無料で行う。」という電話が入り了承した。業者は 15 時頃～21 時頃まで訪問していた。ベランダのメンテナンスの話が火災警報器の契約になり、法律で火災警報器の設置が義務付けられると聞かされ、さらに見本工事として写真撮影に協力すれば値引きするとの説明に良い話だと思い契約した。後から契約書を見ると 15 年払いの 162 万円もの高額契約で、一般家庭に不必要なものやサービスと聞かされていたものまで請求に含まれていることに気づいた。

事例 5 H18.3.29 岐阜県美濃加茂市

一般住宅に 30 代から 40 代の男性 1 名が「役所から来ました。同報無線は着いていますか」と言って家の中へ案内させ、同報無線設置場所付近を確認した。住宅用火災警報

器が無かったので「4月から消防署の制度が変わり住宅用火災警報器の設置が必要になるから付けに来た」と言って、居間の壁に機器を設置し1万円を請求した。「値段が高いので払えない」と言うと「少しでもいいから出せるだけ出してくれ」と言われ、結局請求額どおりの支払いをした。

事例6 H18.2.10 茨城県銚田市

作業服のようなものを着た男性1名が訪ねて来て法令が変わって住宅にも火災警報器を早急に設置しなければならないと言われた。家の中にあがって間取りを見て、複数個付けるので合計5万円になると言われ、お金を渡した。領収書を渡すと言ってその場を離れ、戻ってこなかった。(一人暮らし老人宅)

事例7 H18.2.2 広島県広島市

ハウスマンテナンスによる設備業者が個人宅へ訪問し「熱感知器の設置が法令改正により個人住宅へ義務付けられた。消防職員のような制服を着た人なら5万円で販売しているが、自分たちは2万円で提供している。」と熱感知器の販売を行おうとした。不審に思った関係者が熱感知器等の設置に係る法令改正の有無について当署へ問い合せてきたもの。なお、この関係者はこの訪問販売により購入していない。

事例8 H18.2.19 佐賀県佐賀市

家庭販売で高額な住宅用火災報知器の勧誘を受けた。設置が必要なのか。販売員が火災報知器を取り付けないといけないと説明し、1台7万円で階段があるので2台で14万円を設置しないといけないと言う。「高額なので、家族と相談する。」と返事をして契約はしなかった。設置が必要なのだろうか。自分は一人暮らしだ。

事例9 H18.3.23 岐阜県恵那市

市の福祉の者であると名乗る20歳ぐらいの男性が1人で訪問し、電話を見せてほしいというので家に上げると寝室に入り感知器の設置義務があるので付けますと言ったので、福祉の物なら無料だと思い依頼したところ設置を終えて帰る時に1万円を預かるというのであとで返ってくると思い渡したもの。(78歳独居女性)

事例10 H18.3.10 岐阜県関市

一人暮らしの高齢者宅に市役所の職員であるような口調で、「住宅用火災警報器を設置しに来た。」と行って、寝室の柱の上部に住警器を取り付け後、1万円請求し、住民は1万円を支払った。

事例 11 H17.10.13 広島県広島市

「中国防災設備」と名乗る男性が自宅へ訪問してきて、「住宅用火災警報器の設置が義務化されたので、つけなければいけない。」と言われたが、「消防署に知り合いがいるので聞いてみる。」と答えたところ、帰っていった。また、費用については、警報機が 12,000 円～13,000 円でそれに加えて工事費がかかると言っていた。(60 歳一人暮らし女性宅)

事例 12 H17.9.14 広島県福山市

男性 1 名が訪問してきて、「市の関係者で伺いました。来年 6 月から全ての一般住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。設置の混雑が予想されますので今年中に取り付けないと間に合わなくなります。台所は設置が義務付けられている場所です。一箇所につき、18,000 円です。早く取り付けてください。」との話があったので「消防署に相談して返答します」と答えると名刺を置いて帰っていきました。

事例 13 H17.9.1 山口県下関市

一人暮らしの高齢者宅に男性 2 名が「消防法が変わり、一般家庭に住宅用火災警報器を設置するようになったので、契約してください。と言って、工事注文書に押印を求めたので注文書に押印したが、その後業者からは何の連絡も無く、設置工事も行われていない。

事例 14 H17.7.24 大阪府高槻市

消防本部名が入ったパンフレットを 1 軒 1 軒配っていると市民から電話連絡があった。調査したところ、このパンフレットは、消防本部が市民向けに広報用として作成したもので、「悪質訪問販売にご用心！」の欄が削除されていた。これは、前日に配られたもので、翌日には株式会社幸輝の名刺とともに別のパンフレットが配られていた。こちらには住宅用火災警報器の商品一覧と 10,000 円の値段が記入してある。当日はこの地区の自治会長に事情を説明し、被害防止の協力を求めた。以後、同様の電話が市内各地から次々と入り、消防本部は緊急のパンフレットを作成して自治会長あてに約 7,000 枚配布した。その後、幸輝から消防のパンフレットに幸輝の名前を載せたいと電話があり、パンフレットに名前を載せることを禁止し、営業目的での使用を禁止する旨を伝えた。

事例 15 H17.6.24 神奈川県相模原市

一般住宅に男性 2 名が来て「法令が変わり住宅用火災警報器を一般家庭に設置する義務があります。」「今なら定価 2 万 5 千円にする。」と言って、直径約 10cm の機器を出し

ましたが、「高いのでうちはいらない。」と断った。名前、会社名を聞いてもはっきり答えず帰った。

事例 16 H17.6.17 神奈川県相模原市

消防の方から来たようなことを言い、「一般家庭に設置する義務があります。他のところではすでに設置しました。」と言い、家に入り台所の天井に機器を設置してしまいました。価格は2万円を支払い、相手が領収書を持ってきますと出ていったまま戻りませんでした。名前、会社名はわかりません。

事例 17 H18.4.5 岐阜県各務原市

各務原市役所の者と名乗り、独居老人宅を訪問し、住宅用火災警報器を1万円で販売しようとした。お金がないと断ると5千円でいいと言ったが、更に断ったところ帰っていった。

事例 18 H18.4.5 岐阜県各務原市

突然訪問し、「電話が消防署からあるから」と言い、本人の承諾もなく、ガス漏れの点検をし居間の天井に煙感知器を取り付け1万円を請求した。支払いをしたので、請求書を求めたら簡易な納品書に請求済と印し、竹内というシャチハタ印を押して置いていった。

事例 19 H18.5.11 福井県勝山市

女性(80代)の独居老人宅へ作業服姿の男性(30代)1名が訪問。男性は、火災警報器らしき白い丸い物を見せ、「6月1日から設置が義務付けられたから」と言い、家人の承諾なく住宅内に上がりこみ、家の中を見て回り、1個1万円で販売しようとした。女性は、「今、お金がない」と返答したところ、「また後日来る」と言って帰ったもの。